

新旧対照表

改 正	現 行
別紙 1 広島県居宅介護職員初任者研修等カリキュラム	別紙 1 広島県居宅介護職員初任者研修等カリキュラム
6 重度訪問介護（行動障害支援）課程 合計 12 時間	6 重度訪問介護（行動障害支援）課程 合計 12 時間
I 講義 計 6.5 時間	I 講義 計 6 時間
1 強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義 1.5 時間	1 強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義 2.5 時間
2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義 5 時間	2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義 3.5 時間
II 演習 計 5.5 時間	II 演習 計 6 時間
1 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習 1 時間	1 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習 1 時間
2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習 3 時間	2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習 2.5 時間
3 行動障害の背景にある特性の理解に関する演習 1.5 時間	3 行動障害の背景にある特性の理解に関する演習 2.5 時間
9 行動援護課程 合計 24 時間	9 行動援護課程 合計 24 時間
I 講義 計 10 時間	I 講義 計 10 時間
1 強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義 1.5 時間	1 強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義 2.5 時間
2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義 5 時間	2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義 3.5 時間
3 強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義 3 時間	3 強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義 2 時間
4 強度行動障害と生活の組立てに関する講義 0.5 時間	4 強度行動障害と生活の組立てに関する講義 2 時間
II 演習 計 14 時間	II 演習 計 14 時間
1 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習 1 時間	1 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習 1 時間
2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習 3 時間	2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習 2.5 時間
3 行動障害の背景にある特性の理解に関する演習 1.5 時間	3 行動障害の背景にある特性の理解に関する演習 2.5 時間
4 障害特性の理解とアセスメントに関する演習 3 時間	4 障害特性の理解とアセスメントに関する演習 2.5 時間
5 環境調整による強度行動障害の支援に関する演習 3 時間	5 環境調整による強度行動障害の支援に関する演習 3.5 時間
6 記録に基づく支援の評価に関する演習 1.5 時間	6 記録に基づく支援の評価に関する演習 1 時間

7 危機対応と虐待奉仕に関する演習

1 時間

1 この要領は、平成 25 年 12 月 16 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際に、現に改正前の広島県居宅介護従業者等養成研修実施要領（以下「旧要領」という。）の様式により行われた申請その他の手続は、この要領によりなされた申請その他の手続とみなす。ただし、旧要領に基づき指定した居宅介護従業者養成研修 2 級課程にかかる研修事業者が居宅介護職員初任者研修を開講する場合は、居宅介護職員初任者研修課程にかかる指定申請をあらためて行うこと。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 7 月 4 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 10 月 16 日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成 29 年 1 月 18 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱（以下「旧要綱」という。）別紙 1，6 及び 9 に定める内容は、この要綱による改正後の広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱（以下「新要綱」という。）別紙 1，6 及び 9 に定める内容にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日までの間は、その効力を有する。

3 この要綱の施行の際に、現に旧要綱第 4 条第 1 項に基づき指定を受けている事業者は、なお施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間は、新要綱別紙 1，6 及び 9 に定める内容に代えて、旧要綱別紙 1，6 及び 9 に定める内容により、当該事業を行うことができる。

4 施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に、第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされた旧要綱別紙 1，6 及び 9 に定める内容以上の内容を有する研修の課程を修了し、当該研修の事業

7 危機対応と虐待奉仕に関する演習

1 時間

1 この要領は、平成 25 年 12 月 16 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際に、現に改正前の広島県居宅介護従業者等養成研修実施要領（以下「旧要領」という。）の様式により行われた申請その他の手続は、この要領によりなされた申請その他の手続とみなす。ただし、旧要領に基づき指定した居宅介護従業者養成研修 2 級課程にかかる研修事業者が居宅介護職員初任者研修を開講する場合は、居宅介護職員初任者研修課程にかかる指定申請をあらためて行うこと。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 7 月 4 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 10 月 16 日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成 29 年 1 月 18 日から施行する。

を行った者から旧要綱第8条第1項による修了証明書の交付を受けた者は、新要綱別紙1、6及び9に定める内容の研修課程を修了し、修了証明書の交付を受けた者とみなす。